

# 地域農業を支える農業協同組合 ～公認会計士監査の導入を踏まえて～

## I. 農協グループの役割と現状

### (1) 農協グループの概要

農業協同組合（以下、農協）とは、相互扶助の精神のもとに農家の営農と生活を守り高め、よりよい社会を築くことを目的に組織された協同組合です。この目的のために、農協は営農や生活の指導をするほか、生産資材・生活資材の共同購入や農畜産物の共同販売、貯金の受け入れ、農業生産資金や生活資金の貸付け、農業生産や生活に必要な共同利用施設の設置、あるいは万一の場合に備える共済等の事業や活動を行う組織です（【図表1】）。

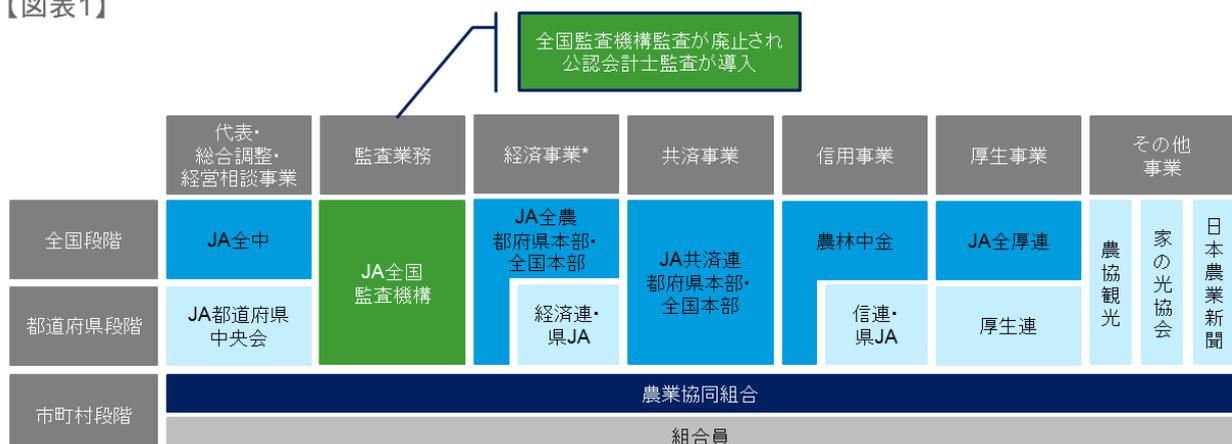
### (2) 総合事業性の発揮と地域社会への貢献

農協は組合員の所得・生活水準の向上に加え地域社会の発展を目的に、営農指導事業を中心とした複数の事業を展開しています。農協の事業はそれぞれ独立して成り立っているものではなく、個々の事業が互いに連携し相互補完的に展開される構造になっています。このように営農指導事業を基軸に複数の事業を展開することで、総合事業性を発揮し組合員の生活全般を支え、ひいては地域社会に貢献することが求められています。

### (3) 農協の事業基盤の脆弱化

過去、信用事業で得られた利潤を経済事業の運営原資とすることで総合事業性を発揮していましたが、組合員の高齢化に伴う事業規模の縮小や低金利の長期化などを背景に信用事業の利潤で経済事業を賄うことが困難な状況になってきています。

【図表1】



\*: 経済事業には営農指導事業・販売事業・購買事業・生活事業などが含まれます。

## II. 公認会計士監査の導入

2015年8月参議院本会議で可決・成立した農業協同組合法の一部改正のなかで最も大きな争点は、中央会における監査権の廃止です。全国監査機構により行われていた農協への中央会監査義務化を廃止するとともに、全国監査機構を分離・独立させ新たな監査法人（新法人）とすることが規定されています。これにより、2019年度以降、貯金量200億円以上の農協、負債200億円以上の連合会は新法人または既存の監査法人による監査を受けることが義務づけられました。

全国監査機構の監査については、信用金庫・信用組合といった協同組織形態の金融機関においても公認会計士監査が義務付けられており、金融業務のイコールフットイングの観点から批判を受けたことによる改正であると考えられます。

## III. 公認会計士監査が及ぼす影響

### (1) 全国監査機構による監査

全国監査機構は各都道府県の農業協同組合中央会が実施してきた監査事業を2002年4月に統合・設立した農協の外部監査組織です。全国監査機構は、監査を通じて農協・連合会の経営の健全性に貢献すること、中央会等の経営指導及び農協・連合会の監事監査・内部監査と連携すること、会計及び監査の専門能力と知識の向上を目標として展開されてきました。

## (2) 公認会計士監査導入の影響

全国監査機構に変わり公認会計士監査が導入されるとリスクが高い項目に対して慎重な監査手続を実施することで、効率的・効果的な監査を図る「リスク・アプローチ」の手法が採用されます。リスク・アプローチのもとでは、農協の内部統制が適切に整備・運用されているかが重要なポイントになります。

特に、信用・共済事業については、農協の上部団体である農林中金や共済連の指導のもと、事務処理が整備されているため、一定程度の内部統制が構築されていると考えられます。一方で、経済事業については統一された事務処理が整備されておらず、十分な内部統制が構築されていないおそれがあります。この点については、リスク・アプローチを採用する公認会計士監査では大きな課題になることが予想されます。

## IV. 公認会計士監査導入に伴う会計論点

公認会計士監査が導入されることにより、農協の財務諸表に影響があると考えられる主な会計論点を3つ紹介します。

### (1) 貸倒引当金の算定方法

貸倒引当金については法定繰入率（税法基準）で貸倒引当金を算定してきた経緯があります。この点、公認会計士監査が導入されると、「一般債権については、債権全体又は同種・同類の債権ごとに、債権の状況に応じて求めた過去の貸倒実績率等合理的な基準により貸倒見積高を算定する」ことが求められます（金融商品に関する会計基準 第28項（1））。

農協では過去、十分な不動産などの担保を設定したうえで貸付けを行ってきたことから貸倒実績率は低く、多くの農協では過去に計上した貸倒引当金を戻入処理する必要があり、損益に多大な影響を及ぼす可能性があります。

### (2) 減損会計におけるグルーピング方法

農協では農家の生産物を規格に応じて選別する選果場や米を乾燥させ保管するライスセンターやカントリーエレベーターのような農業関連施設を保有しています。当該農業関連施設を「独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位」として捉えるのか（固定資産の減損に係る会計基準 第6項（1））、または「共用資産」として捉えるか（同第7項）により、減損会計の適用結果には大きな違いがでてくるものと考えられます。

営農事業で黒字を計上している農協は全国で約2割程度と言われている状況下においては、前者の方法によれば減損損失を計上する可能性は極めて高くなる一方で、総合事業性を全面に押し出し、当該農業関連施設は地域農業を支え、ひい

ては信用・共済事業と一体となり地域農業を全面的に支えるものであるという解釈のもと「共用資産」として捉えるならば減損損失を計上することは妥当でないとも考えることも可能になるのではないのでしょうか。農協の存在意義や地域で果たす役割も含めて会計処理を検討することが必要です。

### (3) 収益の総額表示・純額表示

農業生産物の販売収入を総額表示するか、純額表示するかについては、農協ごとに表示方法が異なるのが現状です。

2021年4月1日以降適用される収益認識に関する会計基準が規定する「企業が本人に該当する場合、総額で収益を認識し、企業が代理人に該当する場合、純額で収益を認識する」に当てはめることにより当該論点は解消すると考えられます。

農家と市場との間を仲介する販売事業については、総額表示（販売取扱高）ではなく純額表示（販売手数料）することが、一般的に農協の実態を適切に反映していると考えられます。一方で農産物直売所における販売事業については、農協が本人として農業生産物を農家から買い取り、売れ残った農業生産物についてのリスクを農協が負担するのであれば総額表示することが事業実態を反映すると考えられます。

## V. 今後の農協への期待

公認会計士監査への対応に限らず、低金利の長期化や組合員の高齢化に伴う事業規模の縮小など、農協を取り巻く環境は益々厳しくなっています。また、准組合員の事業利用規制についても2021年を目途に検討が進められています。公認会計士監査に適切に対応するとともに厳しい環境を乗り越え、地域農業を支え地域社会へ貢献していくためには、

- 組合員の資産形成に資する相談事業の強化
- ホームセンター等との提携による業務効率化
- ネット販売・小売との提携による販路の拡大
- 各種施設再編による経営改善
- 職員教育による専門性の一層の向上

など、様々な施策を講じることで経営の効率化を図り、今まで以上に組合員や地域社会に貢献していくことが求められています。

ご質問等は下記までお願いいたします

メール : [research@seiwa-audit.or.jp](mailto:research@seiwa-audit.or.jp)

ウェブサイト : <http://www.seiwa-audit.or.jp/contact/>